

避難勧告等に関するガイドライン改正に伴う警戒レベルの運用等について

内閣府により、「避難勧告等に関するガイドライン」が改正されました。
 この改正により、全国的に風水害等の発災時に国民の皆様が、避難行動など「とるべき行動」を明確に理解できるよう、「警戒レベル」でお知らせすることになりました。
 全国的に本運用を6月の出水期より正規運用するため、市民の皆様には周知するものです。

1 周知する内容等

5段階の警戒レベル化

- ・ **警戒レベル5** ⇒ **災害が発生**：命を守るための最善の行動を。
- ・ **警戒レベル4** ⇒ **避難勧告**：全員避難（対象区域の方々）を。
 ※ 避難指示（緊急）は、重ねて避難周知等実施時に発令
- ・ **警戒レベル3** ⇒ **避難準備・高齢者等避難開始**：避難に時間を要する方々とその支援者は避難開始を。
- ・ 警戒レベル2 ⇒ 避難に備え自らの避難行動を確認（ハザードマップ等確認など）
- ・ 警戒レベル1 ⇒ 災害への心構えを高める。

※ 警戒レベル化により、市民の皆様の避難タイミングを明確化するものです。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ※4 〔市町村が発令〕
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難場所へ避難をしましょう。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ※5 〔市町村が発令〕
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕

2 避難情報文例

緊急速報メール、防災情報Eメール、ツイッター等で市が配信する避難情報に警戒レベルを明記します。

【文例】緊急速報メール（土砂災害警戒情報発令時）

横浜市 **【警戒レベル4】** 避難勧告

こちらは横浜市です。

○月○日○時○分、横浜市北部の一部地域に避難勧告を発令しました。

対象地域：即時避難勧告対象区域としてあらかじめお知らせしている区域

3 市民の皆様への周知手段等

(1) 広報よこはま6月号

防災特集「大雨に備えましょう」に、他の防災情報と併せて警戒レベルの内容を掲載します。ご確認をお願いいたします。

(2) 横浜市ホームページ

市ホームページにも警戒レベルの件を表示します。（6月）

(3) 広報用チラシ

内閣府が全国統一の広報用チラシを作成中です。完成後、区役所を通じて配布予定です。

問い合わせ先 総務局緊急対策課

電話 045-671-2064

FAX 045-641-1677